

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- | 官報 | | 編集・印刷
独立行政法人国立印刷局 | |
|--------|---------|----------------------|---|
| 六 | 〔省令〕 | 目次 | 昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件(同二三九) |
| 五 | 〔告示〕 | 一 | ○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通八五、八六) |
| 四 | 〔告示〕 | 二 | ○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件(同八七) |
| 三 | 〔告示〕 | 三 | ○自動車専用道路に関する件(近畿地方整備局一六) |
| 二 | 〔告示〕 | 四 | ○道路に関する件(同一七) |
| 一 | 〔国会事項〕 | 五 | ○道路に関する件(北陸地方整備局五) |
| 内閣 法務省 | 〔人事異動〕 | 六 | ○自動車専用道路に関する件(中部地方整備局一一、一二) |
| 〔皇室事項〕 | 〔叙位・叙勳〕 | 七 | ○砂防法第二条の土地を指定する件(同八七) |
| 〔人事異動〕 | 〔公報〕 | 八 | ○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件(同二三九) |
| 〔官廳報告〕 | 〔官廳報告〕 | 九 | ○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件(農林水産二三六) |
| 〔官廳報告〕 | 〔官廳報告〕 | 十 | ○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(同二三七) |
| 〔官廳報告〕 | 〔官廳報告〕 | 十一 | ○出願公表後に名称変更がなされた件(同二三八) |
| 官庁 諸事項 | 官庁 諸事項 | 十二 | ○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件(外務四七) |
| 官庁 諸事項 | 官庁 諸事項 | 十三 | ○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件(農林水産二三六) |
| 官庁 諸事項 | 官庁 諸事項 | 十四 | ○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(同二三七) |
| 官庁 諸事項 | 官庁 諸事項 | 十五 | ○出願公表後に名称変更がなされた件(同二三八) |

裁判所 相続、公 破産、免

示催告、失踪、除權決定
貢、特別清算、再生關係

省
令

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第二項、第三十七条第一項、第四十三条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 塩崎 恭

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
正する省令

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的 援助するための法律施行規則の一部改正

は支拂するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「生活介護」の下に「就労継続支援A型」を加える。

第三十四条の二十二中第二号を第三号とし、

第二十一条の規定によるものとし、就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五

第一号 第二号 第五号 第一號及び第一五
号に掲げる事項並びに利用定員

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの運営等の責務、受託者又は監督官に同一の基準

スの事業等の人員 設備及び運営に関する基準
の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)

の一部を次のように改正する。
第一百九十一条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要

な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならぬ

65.

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の二条を加える。

(運営規程)

第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るもの)を除く。並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る)、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類を

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要な事項

第七十九条に次の二項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たつては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

○厚生労働省令第六号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の第四項及び第二十二条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のようして定める。

平成二十九年二月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び第四十九条」を「第四十九条及び第六十六条」に改める。

第六十六条第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員」に改め、「同じ」の下に「又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を加え、「保育士」を「保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第八十五条中「第三十六条」を削る。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十条の次に次の二条を加える。

(情報の提供等)

第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業者による放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行ってとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受け付けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るために措置の実施状況

八 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十一条「から第五十条まで」を「第四十九条、第五十条」に改める。
 第七十一条の二第一項第一号中「指導員又は「児童指導員」に、「この号」を「この条」に改め、「同じ。」の下に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、「保育士」を「保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十一条の四中「から第五十条まで」を「第四十九条、第五十条」に「及び第七十条（第一項を除く。）及び第七十一条の二」に改める。

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

○ 消費者庁告示第二号
○ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。
平成二十九年二月九日
別表（適格消費者団体名簿）
称 所 在 地 差 止 請 求 係 事 業 を 行 う 事 業 適 格 消 費 者 団 体 の 名 適 格 消 費 者 团 体 の 住 所 の 所 在 地 特 定 非 営 利 活 動 法 人 消 費 者 ネ ッ ト 広 島 番 号
広島市中区鉄砲町一 番二十号
広島市中区鉄砲町一番二十号 平成二十九年一月二十五日

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたしました。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国との借款に関する了解を確認する光榮を有します。
 1 七百八十八億三千五百万円（七八、八三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、ミャンマー連邦共和国に供与されることになる。

2 (経過措置)

この省令の施行の際に指定を受けていることの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 (1)

この省令の施行の際にこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準該当放課後等デイサービス事業者については、この省令によることとする。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十一条の四中「から第五十条まで」を「第四十九条、第五十条」に「及び第七十条（第一項を除く。）及び第七十一条の二」に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 (1) 借款は、ミャンマー連邦共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかなかこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によつて規定される。

(2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、ミャンマーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されるこのある契約に基づいて行われるものを作象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行なわれる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 (1) 借款は、ミャンマー連邦共和国の供給者が、請負業者又はコンサルタントに対する支払がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従つて調達されるることを確保する。

5 ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関する規定する。

6 (1) 連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国においてその役務が必要となる便宜を与えられる。

(2) ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対してもそれはそれらに連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従つものとする。

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国との会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従つものとする。

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国との会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従つものとする。

(d) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国との会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従つものとする。

(e) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国との会社から取得する個人所得に對してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従つものとする。

ミャンマー連邦共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国との会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に關してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。